平成２３年（フ）第２３８号
香川県高松市扇町１丁目25番39―202号
債務者　河野　祐介
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２４０号
香川県高松市香川町川東上1733番地４　コーポラス中央Ｂ201号室
債務者　川西　芳子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４号
香川県観音寺市大野原町大野原4283番地２
債務者　久保　禮三
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第３０３号
奈良市高畑町563番地の４　高畑ロイヤルハイツ４号
債務者　福岡　一美
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３６号
福岡県大牟田市日出町１丁目４番地12
債務者　廣川　伸彦
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第４１号
福岡県みやま市高田町上楠田589番地
債務者　椛島　隆夫
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第４３号
福岡県大牟田市城町２丁目87番地
債務者　永江　悦子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第４４号
福岡県大牟田市通町２丁目69番地１　コーポ通町201号
債務者　木原　利秀
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第４５号
福岡県大牟田市南船津町２丁目10番地１
債務者　横山千佳子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第４１０号
千葉県松戸市岩瀬631番地の７　クレスト岩瀬107号
債務者　草刈　康弘
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４２５号
千葉県柏市西原６丁目１番55―101号
債務者　袖山　明裕
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４２６号
千葉県柏市西原６丁目１番55―101号
債務者　袖山まゆみ（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２７号
静岡県御前崎市宮内1672番地の２
債務者　小川　重貴
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第２９１号
大分市三川新町２丁目３番39号　英光ビル201
債務者　後藤　和人
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２２８号
沖縄県那覇市久茂地２丁目13番８―308号直美住宅、住民票上の住所沖縄県那覇市西１丁目２番18号　西レジデンス６―Ｃ
債務者　山城　保秀
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５１１号
宮城県黒川郡富谷町ひより台１丁目33番地28ひより台ハイツＣ棟102
債務者　小野　優季
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５６１号
仙台市太白区西の平１丁目８番５号、住民票上の住所仙台市太白区芦の口８番２号　第１清和荘201
債務者　浅野　宗徳
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係